

国立大学法人東京農工大学における学生の派遣、留学及び受入れに関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学における学生の派遣、留学及び受入れに関する規程を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考
<p>国立大学法人東京農工大学における学生の派遣、留学及び受入れに関する規程</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16教規程第19号</p> <p>第1条 省略</p> <p>(他大学との協議)</p> <p>第2条 本学と他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。以下「他大学」という。)との学生の派遣、留学及び受入れは、当該他大学との協議に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事情により、外国の大学又は短期大学との事前の協議を行うことが困難であるときは、これを欠くことができる。</p> <p>2 前項の他大学との協議は、次に掲げる事項について学部教授会(東京農工大学科学技術短期留学プログラム(以下「短期留学プログラム」という。))に係る場合にあっては、留学生センター運営委員会(以下「運営委員会」という。))の議を経て、学長が行う。</p> <p>一 履修科目の範囲</p> <p>二 履修期間又は留学期間</p> <p>三 対象となる学生数</p> <p>四 履修又は留学上の手続</p> <p>五 単位の認定方法</p> <p>六 学生の身分の取扱い</p> <p>七 授業料等の費用に関する取扱い方法</p> <p>八 その他の必要事項</p> <p>第3条～第34条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条 省略(現行どおり)</p> <p>(他大学との協議)</p> <p>第2条 本学と他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。以下「他大学」という。)との学生の派遣、留学及び受入れは、当該他大学との協議に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事情により、外国の大学又は短期大学との事前の協議を行うことが困難であるときは、これを欠くことができる。</p> <p>2 前項の他大学との協議は、次に掲げる事項について学部教授会(東京農工大学科学技術短期留学プログラム(以下「短期留学プログラム」という。))に係る場合にあっては、国際センター運営委員会(以下「運営委員会」という。))の議を経て、学長が行う。</p> <p>一 履修科目の範囲</p> <p>二 履修期間又は留学期間</p> <p>三 対象となる学生数</p> <p>四 履修又は留学上の手続</p> <p>五 単位の認定方法</p> <p>六 学生の身分の取扱い</p> <p>七 授業料等の費用に関する取扱い方法</p> <p>八 その他の必要事項</p> <p>第3条～第34条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p>	

附 則

この規程は、平成20年7月7日から施行し、平成19年11月1日から適用する。